

給水装置工事の申込案内

令和7年4月1日より適用 明石市上下水道局

1 工事の申込手続き

工事の申込手続きと給水工事は、明石市指定給水装置工事事業者が行いますので、必ず、それらの業者に依頼してください。(明石市指定給水装置工事事業者以外で給水工事をされますと、給水を受けられないことがあります。)

2 工事の申込時期

水道工事着手前に申込をしてください。上下水道局が審査して承認するまでに工事されますと、手直しの必要が生じたり、給水が希望時期に間に合わなかったりしますのでご注意ください。

3 工事の申込に必要な費用

工事の申込が明石市指定給水装置工事事業者から上下水道局に提出されますと上下水道局が審査を行い、必要な市納金を決定し、申込者名で納入通知書を発行します。

この費用が納入されませんと、工事の承認を受けることができず、給水工事に着手できませんのでご注意ください。

(1) 手数料

工事の申込に対する審査及び検査に要する費用で、下表の費用がお客さまのご負担となります。

水道メータ口径	新設工事・口径変更	増設・改造工事
25mm以下	2,000円	1,600円
40～50mm	4,000円	3,200円
75mm以上	8,000円	6,400円

上表の金額は、メータ1個当りの金額です。

直結給水方式の場合は、設置するメータ全てに上表の単価を乗じます。

貯水槽方式の場合は、設置する親メータと子メータ全てに上表の単価を乗じます。

(2) 分担金

給水を受けるため設置する給水装置の水道施設利用料で、次表の費用がお客さまのご負担となります。

水道メータを増径する場合は、新口径に係る分担金と旧口径に係る分担金との差額をご負担していただきます。

水道メータを減径して残額が生じましても、還付できませんのでご了承ください。

メータ口径	分担金	参 考
13mm	75,000円	建物内水栓数7箇所まで
20mm	150,000円	建物内水栓数8～15箇所まで
25mm	240,000円	建物内水栓数16～25箇所まで
40mm	780,000円	月間最大使用水量700㎡まで
50mm	1,350,000円	月間最大使用水量2,600㎡まで
75mm	3,650,000円	月間最大使用水量4,100㎡まで
100mm	7,470,000円	月間最大使用水量6,600㎡まで
150mm	20,650,000円	月間最大使用水量234,000㎡まで

上表の金額はメータ1個当りの金額(税抜額)であり、別途消費税(10%)がかかります。

(3) 穿孔監督費

配水管から給水管を分岐するための工事に必要な監督費で、下記の費用がお客さまのご負担となります。

・分岐口径50mm以下 1箇所当り 9,760円

・分岐口径75mm以上 1箇所当り29,280円

上記の金額は税抜額であり、別途消費税(10%)がかかります。

(4) 設備負担金

貯水槽以下の設備から戸別に給水を受けるため、親メータとは別に各戸に子メータを設置する場合に必要な費用で、子メータ全てに下表の単価を乗じた費用がお客さまのご負担となります。

メータ口径	設備負担金	メータ口径	設備負担金
13mm	2,800円	50mm	102,300円
20mm	4,700円	75mm	123,800円
25mm	5,400円	100mm	156,000円
40mm	22,000円	150mm	412,500円

上表の金額は子メータ1個当りの金額(税抜額)であり、別途消費税(10%)がかかります。

4 その他特別な工事の申込に必要な費用

拡張改良負担金

設置する水道メータ個数が50個を超える住宅の建設若しくは住宅用地造成のために給水を必要とする場合、又は1日の使用計画水量が100m³を超える給水を必要とする場合に、拡張改良負担金として、お客様に負担していただきます。

拡張改良負担金の金額

(1) 一般住宅

50個を超えるメータ個数に400,000円を乗じた費用をご負担していただきます。

(別途消費税(10%)がかかります。)

(2) 店舗、工場、病院、事務所等

1日の使用計画水量において、100m³を超える部分の給水量に1m³当たり200,000円を乗じた費用をご負担していただきます。

(別途消費税(10%)がかかります。)

直結給水

明石市上下水道局

給水方式には、配水管（上下水道局所有の水道管）から分岐してじゃ口まで直接給水する直結式と、貯水槽にいったん水をためてから給水する貯水槽方式があります。

明石市では、小規模な貯水槽の衛生問題及び省エネルギー等の観点から、直結給水の範囲を拡大しております。

直結給水を行うには、下記の2通りの方法があります。

1 直結直圧式給水

配水管の水圧でじゃ口まで給水する方法で、下記の条件を満たしている場合に採用できます。

- ① 設置する最上位置の給水器具の高さが、配水管から10m未満
- ② 水理計算上給水可能な建物
- ③ その他給水装置施行基準を満たす給水装置であること

2 直結増圧式給水

建物内の給水管の途中に直結給水用増圧ポンプを設置することにより配水管の水圧不足を補い給水する方法で、下記の条件を満たしている場合に採用できます。

- ① 建物前面道路に配水管が埋設されている
- ② メータ口径が75mm以下
- ③ 給水階高 15階程度までの建物
- ④ 給水戸数 200戸までの建物（条件付）
- ⑤ その他直結増圧装置施行基準を満たす給水装置であること

なお、この方式による場合は、水理計算による確認等を事前協議により行う必要がありますのでご注意ください。